

和木町福祉農園事業運営規程

和木町社会福祉協議会

(事業の目的)

第1条 和木町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は社会福祉事業の財源に充てるため福祉農園（以下「農園」という。）を開設し生産販売をおこなうために適切な管理運営に必要な事項を定める。

(実施施設)

第2条 社協は、この事業を実施するため和木町から次の土地を無料で借り受け農園を設置する。

和木町瀬田4丁目141-10 11,494 m²のうち 2278.9 m²

(事業の内容)

第3条 社協は、農園にイチジク等果樹を植栽管理し果実を販売する。

(運 営)

第4条 この施設の運営は、第1条の目的に賛同するボランティアの協力をえて運営する。ただし、一部を他に委託することができるものとする。

(経 費)

第5条 この事業に必要な経費は事業収入をもって充てる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。